**解散公告（第一回）**

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

滋賀県近江八幡市鷹飼町南四丁目四番地四

財団法人近江八幡市人権センター

代表清算人　野村　治夫

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年四月一日存立期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

京都府京都市下京区烏丸通七条上る常葉町七五四番地宗教法人真宗大谷派宗務所内

財団法人大谷祖廟維持財団

代表清算人　富田　泰成

**解散公告（第一回）**

当法人は存続期間の満了により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

堺市堺区中瓦町二丁三番二四号

財団法人堺市都市整備公社

代表清算人　正木　博明

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十四年十二月二十二日開催の総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

岡山市南区西市一〇八番地の三

社団法人岡山環境問題研究会

清算人　武村　良夫

**解散公告（第一回）**

当公社は、平成二十五年二月二十二日広島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

広島県三次市十日市中二丁目八番一号

三次市土地開発公社

代表清算人　髙岡　雅樹

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日存続期間の満了により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

佐賀県伊万里市立花町一三五五番地一

財団法人伊万里湾漁業被害救済基金

清算人　塚部　芳和

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年四月一日寄附行為で定めた存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

長崎市栄町四番九号

財団法人長崎県市町村社会福祉振興財団

代表清算人　一瀬　政太

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年三月二十八日、寄附行為第二十五条の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

大分市南鶴崎二丁目三番八号

財団法人慶円会

代表清算人　岩鶴　教子

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年四月一日、存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

宮崎市鶴島二丁目七番一九号

財団法人鶴島会館

代表清算人　吉田　暎彦

**解散公告（第一回）**

当法人は、平成二十五年三月二十五日存続期間の満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

宮崎県宮崎市旭一丁目三番一〇号

財団法人宮崎県社会教育会館

代表清算人　丸山　裕三

**解散公告（第一回）**

当組合は、平成二十五年三月二十二日うるま市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

沖縄県うるま市字具志川二四四八番地二

うるま市川敷原第二土地区画整理組合

代表清算人　仲本　景美

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年三月十六日開催の臨時社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

北海道余市郡余市町大川町一五丁目一二番一

社団法人後志歯科医師会

清算人　佐藤智賀志

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十五年三月二十六日石狩市長の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

北海道石狩市八幡二丁目三三二番地一一

石狩市花川東土地区画整理組合

代表清算人　石崎　敏司

**解散公告（第二回）**

当法人は、存続期間の満了により平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

札幌市南区真駒内柏丘七丁目八番一

財団法人北海道青少年福祉協会

代表清算人　稲垣　利彰

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年三月三十一日をもって存続期間満了により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

秋田県大館市字中城二〇番地

財団法人大館市勤労者福祉事業団

代表清算人　長岐　利堅

**解散公告（第二回）**

当公社は、設立団体であるひたちなか市議会の議決を経、平成二十五年三月二十七日茨城県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月十九日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

茨城県ひたちなか市東石川二丁目一二番一号

ひたちなか市土地開発公社

代表清算人　黒沢　武男

**解散公告（第二回）**

当組合は、平成二十五年三月十四日東京都知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成二十五年四月八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

東京都墨田区押上二丁目一八番一二号

押上・業平橋駅周辺土地区画整理組合

代表清算人　戸澤　隆夫

**解散公告（第二回）**

当法人は、平成二十五年二月十八日開催の臨時総会の決議により、平成二十五年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は本公告第一回掲載（平成二十五年四月十八日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成二十五年四月二十二日

神奈川県相模原市中央区上溝一八八〇番地

社団法人相模原市畜産振興協会

代表清算人　新津　昭博